

1. 周南市地域生活支援拠点事業実施要綱の制定

令和3年8月に周南市地域生活支援拠点の考え方や、拠点登録の方法等について要綱を定め、市のホームページに掲載した。(要綱は別紙のとおり)

2. 周南市地域生活支援拠点事業説明会の開催

令和4年1月27日(木) 10時00分～11時30分 ※リモートで開催
30事業所、44名が出席

(内容)

(1) 周南市地域生活支援拠点事業について

- ・地域生活支援拠点事業と、市の取組みについて説明

(2) 周南市地域生活支援拠点事業の機能を担う事業所等の登録について

- ・登録方法及び登録のお願い
- ・登録事業所における報酬等についての説明

※説明会后、アンケートを実施し、アンケート結果を運営会議で報告

3. 周南市地域自立支援協議会運営会議での協議

※資料3のとおり

4. 令和4年度の取組みについて

運営会議を中心に地域生活支援拠点事業の推進を図る。

- ①基幹相談支援センターを中心に関係機関や事業所の支援者を構成員とした、地域生活支援拠点推進チームを立ち上げる。
- ②地域生活拠点推進チームで事例検討を行い、リアルなニーズの抽出及び課題の整理をし、今後の取組みについて検討していく。